

府政防第611号
消防災第59号
令和3年5月10日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(調査・企画担当)

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

「避難情報に関するガイドライン」及び「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」の
公表等について（通知・依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が令和3年4月28日に成立し本日公布されたことを踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め改定し、本日「避難情報に関するガイドライン（以下「避難ガイドライン」という）」として公表しました。また、水害を対象とした広域避難に係る検討手順等についてとりまとめた「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」を本日公表しました。

貴職におかれましては、令和3年5月20日に改正法が施行されることを踏まえ、貴都道府県関係部局及び管内市町村へ周知するとともに、特に下記の事項について市町村が適切に取り組むことができるよう必要な助言や支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

(1) 令和3年5月20日以降の、改正法や避難ガイドライン（別添1）を踏まえた発令基準の見直し及び適切な判断に基づく発令。改正法やガイドラインの主な見直し内容については以下のとおり。

- ①避難勧告と避難指示については避難指示に一本化し、法改正前の避難勧告のタイミングで「警戒レベル4避難指示」を発令
- ②災害が発生・切迫し、避難場所等への避難が安全にできないと考えられる状況で、自宅や近隣の建物等で直ちに身の安全確保するよう促したい場合に「警戒レベル5緊急安全確保」を発令
- ③立退き避難に時間を要する高齢者等に早期避難を促すため「警戒レベル3高齢者等避難」を発令

なお、令和3年5月20日以前に発令された避難勧告及び避難指示については、改正法の経過措置により、改正法施行後も避難勧告としての効力は継続することとなることに留意されたい（解除も避難勧告として解除を行うこととなる。）。

また、令和3年3月17日の貴職宛の事務連絡においてお伝えした説明会の動画配信については、現在も引き続き視聴可能であるため、必要に応じて改めて視聴されたい。貴職から提出された質問等を踏まえ修正した説明会資料（別添2）を用いた説明動画についても公開を予定しており別途お知らせする（6月中に公開予定）。

(2) 「発令基準の見直し及び住民周知に関するアンケート調査」への回答。具体的な調査内容は別添3のとおり。(提出期限：5月28日(金))

(3) 新たな避難情報等に関する居住者等への積極的な周知。具体的には以下のとおり。

- ①内閣府から郵送される新たな避難情報の周知ポスター(別添4の1ページ目のみ)の都道府県や市町村の庁舎、社会福祉施設、病院、公民館など多くの居住者等が確認可能な箇所での掲示(掲示箇所は各自治体のご判断にお任せいたします)
- ②新たな避難情報及び災害時の避難行動に関する周知チラシ(別添4を両面印刷)を可能な範囲・方法で全戸に配布又は回覧
- ③「自らの命は自らが守る」意識を徹底するとともに地域の災害リスクと住民のとるべき行動の理解を促進するため、避難情報のポイント(別添5)、ハザードマップ及び避難行動判定フロー(別添6)及びコロナ禍における避難のポイント(別添7)を可能な範囲・方法で全戸に配布又は回覧

(4) 広域避難の実効性を確保するため「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」(別添8)を参考として、各地域において必要な検討や協定締結等の更なる促進。

<問合せ先>

- 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付
(避難ガイドライン)菅風水害対策調整官、飯田
(広域避難の考え方)宮下参事官補佐、長野主査、吉原
TEL: 03-3501-5693 FAX: 03-3501-6820
- 消防庁国民保護・防災部防災課
中村災害対策官、亀田係長、宮本事務官
TEL: 03-5253-7525 FAX: 03-5253-7535